利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	これさぽヘルパーステーション南
サービス種類	訪問介護 介護予防·日常生活支援総合事業/共生型居宅介護 共生型重度訪問介護

措 置 の 概 要

- 利用者(入所者)又はその家族からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先),担当者
- ・相談及び苦情に関する常設の窓口を設置し、相談担当者を設けている。

【常設窓口】電話0197-24-1474 FAX0197-47-3460

【受付時間】8:30~17:30(月~金、12月31日~1月3日を除く)

【受付担当】小岩加菜

【苦情解決責任者】千葉明

- ・利用者にはこの内容の印刷物を配布し、周知する予定にしている。
- ・担当者が不在の場合でも、電話などにより常時連絡が可能体制とする。
- 2 円滑かつ迅速に苦情を解決するための処理体制・手順
 - (1)相談及び苦情の対応

相談又は苦情電話があった場合は、原則として管理者が対応する。

管理者が対応できない場合は、他職員が対応し、その旨を管理者に速やかに報告する。

(2)確認事項

- (唯秘争項) 相談対応者は以下の事項について確認を行う。 日談対応者は以下の事項について確認を行う。 日談マロ芸情のあった利用者の氏名 ② 提供したサービスの種類、年月日及び時間 ① 相談又は苦情のあった利用者の氏名
- ③ サービス提供した職員の氏名(利用者が分かる場合)
- ④ 具体的な苦情・相談内容

- ⑤ その他参考となる事項
- (3) 相談及び苦情処理回答期限の説明

相談及び苦情の相手に対し、対応した職員の氏名を名乗ると共に、相談・苦情内容に対する回答期限を説 明する。

(4)相談及び苦情処理

概ね以下の手順により、相談・苦情について処理する。

- ① 相談・苦情処理のための委員会を開催し、以下の内容を議論する。
- ・サービスを提供した者からの概況説明
- ・問題点の洗い出し、整理及び今後の改善についての検討
- ② 市や国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を 行ったことを報告する。
- 〇奥州市役所 福祉部長寿社会課介護給付係 奥州市水沢大手町1-1 電話0197-24-2111

○奥州市役所 福祉課 地域福祉係 奥州市水沢大手町1-1 電話0197-34-2324

〇岩手県国民健康保険団体連合会

盛岡市大沢川原3-7-30 電話019-604-6700

- 〇一関地区広域行政組合 介護保険課
 - 一関市竹山町7-2 電話0191-31-3223
- 3 その他参考事項
- ・事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等の関係機関との協力により適切な対応方法を 利用者の立場にたって検討し対処する。